

平成30年特定医療法人制度改正にかかるQ&A

項番	質問	回答
1	<p>「予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額」にはどのようなものが含まれるのか。</p>	<p>具体的には、以下の予防接種に係る収入金額が含まれる。</p> <p>○定期予防接種 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。),ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、インフルエンザ（65歳以上の者等）、肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)</p> <p>○臨時予防接種 定期予防接種の疾病+痘そう</p> <p>○厚生労働大臣が定める予防接種 麻しん、風しん、インフルエンザ、おたふくかぜ、ロタウイルス感染症</p>
2	<p>「助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）」にはどのようなものが含まれるのか。</p>	<p>妊産婦検診段階から分娩段階に至るまでの診療収入のうち、社会保険診療に係る収入及び健康増進事業の対象となる健康診査に係る収入を除く、自由診療に係る部分を指す。したがって、分娩段階より後の診療内容である退院後の健康診査は含まない。</p>
3	<p>証明願の別添2の付表1の「6 助産に係る診療収入の証明」の「分娩件数(⑩)×50万円」欄の「助産に係る収入金額⑪」の記載方法は次のうちいずれとなるか。</p> <p>&lt;事例&gt; 分娩が3件あり、それぞれをA・B・Cとする。A=40万円、B=80万円、C=30万円の場合 (例1：分娩1件ごとに50万円を超えるかどうかを判定し、50万円を超えるものは50万円を限度として計上し、50万円以下のものについては当該金額を計上する。) Aは40万円、Bは50万円、Cは30万円として計上する。合計は120万円として⑪に計上する。</p> <p>(例2：分娩件数×50万円で計算する。) 分娩が3件あるため、50万円×3で計算し、合計は150万円として⑪に計上する。</p>	<p>例2の方法による。</p>
4	<p>介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額から「租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額」が除かれているが、「租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額」にはどのようなものが含まれているか。また、介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額から除かれているのはなぜか。</p>	<p>介護保険法第8条に定める居宅サービス事業（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護）若しくは施設サービス（介護保健施設サービス、介護医療院サービス、介護療養施設サービス）又は同法第8条の2に定める介護予防サービス事業（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護）に係る収入が含まれる。</p> <p>これらについては、租税特別措置法第26条第2項に定める社会保険診療に含まれているため二重に計上されることのないよう介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額からは除かれている。</p>

平成30年特定医療法人制度改正にかかるQ&A

項番	質問	回答
5	「介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。）」にはどのようなものが含まれるのか。	介護保険法第8条に定める居宅サービス事業（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売）、地域密着型サービス事業（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス）、居宅介護支援事業若しくは施設サービス（介護福祉施設サービス）、同法第8条の2に定める介護予防サービス事業（介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売）、地域密着型介護予防サービス事業（介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）若しくは介護予防支援事業又は同法第115条の45に定める介護予防・日常生活支援総合事業（第一号訪問事業、第一号通所事業、第一号生活支援事業、第一号介護予防支援事業）に係る収入などが含まれる。
6	介護老人保健施設又は介護医療院における食費、居住費は介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額に含まれるか。	食費、居住費は利用者負担であり、介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額に含まれない。
7	「介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。）」に介護保険サービスを利用する際の自己負担割合部分は含まれるか。	含まれる。
8	介護老人保健施設又は介護医療院における居住費、食費は介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額には含まれないとのことであるが、一定の者について介護保険法に基づき市町村が食事の提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用について支給する場合も介護保険による収入に含まれないこととなるのか。	介護保険法の定めるところにより、一定の者に対して、市町村は食事の提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用を特定入所者介護サービス費として支給することとされているが、当該サービス費は介護保険収入に含まれる。